

校外活動における事故防止対策について

1. 事前の検討・対策

修学旅行や遠足等の校外活動における生徒の安全確保のため、校内での学習状況とは異なる様々な活動場面でのリスクを考え、事前の検討を行い事故防止の対策を講じる。

校外活動
全般

- ・校外活動先における地域固有のリスクと想定される事故・災害等への対応を検討する。
- ・気象情報を十分に把握し、悪天候などで活動を変更又は中止する場合を想定し、事前に代案を検討する。
- ・活動場所近くの利用可能な病院・警察署等を確認し、活動計画に反映させる。
- ・行程や事故発生時の補償内容等について、交通事業者等と打合せを行う。
- ・事故・災害発生時の避難場所や教職員間及び学校と保護者間の連絡体制を確認する。
- ・生徒に対し安全に関する事前指導を実施する。

宿泊を伴
う活動食に関係
する活動

- ・食物アレルギーをもつ生徒の情報と緊急時対応について教職員間で共有する。
- ・調理実習やアレルギーとなる食品の清掃など、食に関係する活動があれば、その内容を十分検討する。
- ・宿泊先等に対し、食物アレルギー対応態勢やどこまでの対応が可能か等について確認する。
- ・アレルギー症状が発症した場合に備えて、持参薬の使用方法や搬送可能な医療機関を教職員間で確認する。

2. 事故発生時等の緊急時における体制について

学校管理下で生命に関わる重大な事故等が発生した場合は、校内に危機管理対策本部を設置し組織的な対応を図る。

事故発生

- (1) 引率教職員
- ・発生状況の把握
 - ・傷病者の症状の確認
 - ・状況に応じ119番110番通報(付添)
 - ・管理職への報告

危機管理対策本部

- (1) 管理職
- ・引率及び在校教職員への指示及び情報の共有
 - ・関係機関への報告及び報道対応
- (2) 救護
- ・保健部を中心に救急補助を行う。(急行可能な範囲)
- (3) 学年団
- ・傷病者の保護者への説明
 - ・保護者及び残留生徒の対応

事後の対応

- (1) 基本調査の取りまとめ
- (2) 生徒・保護者等への説明
- (3) 報道機関への対応
- (4) 教育活動の継続
- (5) 生徒等の心のケア
- (6) 再発防止策の策定